

岐阜県スポーツ少年団顕彰 要綱

(趣 旨)

第1条 県及び市町村において、スポーツ少年団の育成に貢献したものを表彰する。

(顕彰の形式)

第2条 顕彰は、岐阜県スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状及び記念章とする。

(表彰の基準)

第3条 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

(1) 15年以上にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のある登録単位スポーツ少年団を表彰する。

(2) 10年以上にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録指導者を表彰する。

(3) その他、顕著な功績があるとして、岐阜県スポーツ少年団本部長が特に認めた者を表彰する。

(候補者の推薦)

第4条 市町村スポーツ少年団は、候補者の推薦を別に定める様式により、所定の期日までに岐阜県スポーツ少年団本部長宛に推薦する。ただし、第3条3項については、岐阜県スポーツ少年団常任委員会の推挙による。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、岐阜県スポーツ少年団常任委員会において行う。

(要綱の変更)

第6条 本要綱は、岐阜県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

(附 則)

第7条 第3条以外で功績のあったものは、岐阜県スポーツ少年団本部長が推挙し、常任委員会の議決を経て感謝状等を贈呈することができる。

第8条 一度表彰されたものは、推薦並びに審査の対象とならない。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年12月21日より改定施行する。

この要綱は、令和2年7月27日より改定施行する。